

口座振替を希望される場合は、引落しを依頼される金融機関の窓口にお申してください。

見本

水道使用料等預金口座振替依頼書兼解約・変更依頼書
(払込利用申込書)

金融機関控


申込日 平成 年 月 日



銀行・組合
金庫・農協




店 御中

使用者	住所	〒 210 0551 0001 0001 号 (団地、アパート、室番) 町 番地 水崎アパートA-1	フリガナ	スイドウ タロウ
	電話	0551 (22) 1111	氏名	水道 太郎 

3枚に押印

私の貴市に対する水道使用料等を、次により口座振替の方法により納付したいので、納付書を指定の金融機関へ送付してください。

いずれかにをつけてください

1	新規	預金種類	いずれかにをつけてください 1. 普通 (総合口座) 2. 当座		預金通帳 口座番号	0 0 1 2 3 4 5
	2	解約	フリガナ	スイドウ タロウ	預金通帳届出印	使用者と口座名義人が異なる時の名義人の住所・氏名及び承諾印
		3	口座変更	口座名義人名	水道 太郎	
金融機関コード		TEL ()				

払込開始月 平成 年 月から

※原則として次回振替日ですが、処理の都合上おくれる場合もあります。

地区整理番号										
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

振替日 納入月の20日 (その日が休業日の場合は後営業日。)

約定

- 上記の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書に記載された金額を指定預金口座から引き落としして納付してください。
- 預金の引落しに当っては、当座預金勘定書又は預金規定にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はしません。
- 預金口座の残高が、振替日において納付書の全額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。
- この契約を変更・取消する場合には貴店及び水崎市に変更届・解約書を提出します。なお、この契約は解約届を提出しない限り継続してください。
- この契約書は金融機関が必要と認めた場合、又は預金口座残高不足等で振替不能が連続した場合には取消されても異議ありません。
- この取扱によって紛議が生じても貴店の責によるものを除き、貴店には迷惑をかけません。
- 領収書は、預金通帳への記帳により省略されてさしつかえありません。
- 使用者と口座名義人が異なるときは、名義人の住所・氏名及び承諾印をもらうこととし、もし無い場合は無効とされても異議ありません。

口座振替の取扱可能な金融機関 (水崎市指定金融機関)

- ・山梨中央銀行
- ・三井住友銀行
- ・甲府信用金庫
- ・山梨信用金庫
- ・山梨県民信用組合
- ・梨北農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行 (口座振替のみ)

受付日付印 (検印)

印鑑照合